

条々（郡中制法）

- 一 御高札之旨謹而可_二相守_一事
- 一 追々布告する趣不_レ可_二違背_一事
- 一 邪宗門并怪異之宗法
- 堅く禁之 然る上ハ五人組
- 互に穿鑿し不審之者
- 有_レ之ハ速に可_二申出_一 若緩せ
- にして他より於_二洩聞_一ハ五人組
- 之者も可_レ為_二越度_一事

（後略）

〔読み下し〕

- 一つ 御高札の旨謹しみて相守るべき事
- 一つ 追々布告する趣違背すべからざること
- 一つ 邪宗門並びに怪異の宗法
- 堅くこれを禁ず 然る上は五人組
- 互いに穿鑿し不審の者
- これ有らば速やかに申し出_いずべし もし緩_いがせ
- にして他より洩れ聞こゆるにおいては 五人組
- の者も越_{おつと}度たるべきこと

〔用語〕

高札之旨…慶応四（1868）年三月、五箇条の誓文発布の翌日に太政官から出された五枚の立て札『五榜の揭示』。五倫の道の勧め、徒党・強訴・逃散や本国脱走の禁止、外国人への加害の禁止やキリシタンの禁制など、江戸時代の封建制をそのまま継承した内容となっている。（実践講座第一回目『五榜の揭示』参照）

追々布告する趣…

この条文は明治二年二月、明治新政府が国民及び村役人（領主）に向けて公布したものであるが、これ以降太政官は「太政官布告」、明治政府は「大日本帝国憲法」などを発布する。

邪宗門及び怪異の宗教…

キリスト教及びその他怪しい宗教。

五人組…江戸時代、地方の農村にて最寄五軒を組み合わせた小団体。連帯責任によ

る隣保扶助と監察を兼て制度化したもの。これら村民の遵守すべき諸法則・注意を箇条書きにしたものを「五人組帳前書」といい、定期的に村民に読み聞かせ、証印させ、支配役所に提出していた。

越度…
おっと
落ち度。あやまち。

〔解説〕

これは明治二年、新政府（品川県）が領内村民及び役人（藩主）に向けて公布した規約で25ヶ条の条文から成っています。今回紹介した

①高札（五榜の揭示）の内容を遵守すること。

②今後布告の法令に違反しないこと。

③キリスト教及び怪しい宗教の禁止。

のほかに、

- ・ 農業を怠り利益欲しさに高利を貪ってはいけない。
- ・ 偽造金銀・人身売買・博打・捨子・賄賂などの禁止。
- ・ 社寺、石塔、供養塔等の新規建立は禁止。また猥りに出家しないこと。
- ・ 秣場、作道の邪魔にならぬ様田畑の新開に心がけるべし。
- ・ 御用人馬継は昼夜に限らず滞りなく務めること。
- ・ 巡回の役人が権威を振りかざし無理難題を要求したら訴え出ること。
- ・ 万事公儀で決めることが天皇統治の基本である。

などの条文があり、末文の「天皇統治」の件り以外は、江戸時代の「五人組前書」を踏襲しています。

次に文字を見ていきましょう。表題の條「條」は「条」の異体字です。而「而」

つつしみて

かねて

すべて

そうじて(すべて)

べつして(わけて)

は「謹而」「兼而」「都而」「惣而」「別而」のように、接続詞としての役割があり、すべて「…て」と読みます。も「する」の、す「は」「春」(変体仮名)です。「す」は「春」の他にす「寸」、に「須」、あ「数」などで表します。

「事」は大変くずれていますが、この形が一般的です。このまま覚えましょう。

「井」は(ならびに)と読み頻出語句です。尔(に)、「之(の)」、

「毛(も)」は何れも頻出のかなです。世(せ)「は」「を」に近似しています。古

文書には返り点がないので「不・可・有・無・被・為」などの字が出たら返読(後ろから読む)くせをつけましょう。本講座の「頻出の返読文字を覚えよう」で解説がありますので参考にしてください。